

氏名(本籍)	その 園	やま 山	しげ 繁	き 樹	(島根県)
学位の種類	博士(教育学)				
学位記番号	博乙第1,005号				
学位授与年月日	平成6年7月31日				
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当				
審査研究科	心身障害学研究科				
学位論文題目	障害児の行動療法における相互行動パラダイムの有用性に関する研究				
主査	筑波大学教授	教育学博士	小林	重雄	
副査	筑波大学助教授		前川	久男	
副査	筑波大学教授	医学博士	佐々木	雄二	
副査	筑波大学教授	体育学博士	飯田	稔	

論 文 の 要 旨

1. 本論文の構成

本論文は、10章で構成され、本文は233頁(400字原稿用紙換算634枚)から成る。

2. 本論文の研究目的

有効性が実証された行動療法の技法であっても、ある障害児の指導にその技法が実際に有効であるかどうかには様々な要因が関与している。しかし、現在、そのような要因を行動論の枠組みに包括するモデルは提出されていない。障害児に対する行動療法の有効性を高めるためには、それらの諸要因を行動論の枠組みの中に明確化する必要がある。本研究では、行動療法の枠組みを補完するものとして相互行動パラダイムを導入することによって、従来十分に認識されていなかったそれらの要因をも行動論の枠組みの中に捉えることが可能となり、また障害児に対する新たな行動療法的アプローチの基礎を作り出すことが可能となることを、主に臨床的研究を中心として検討した。

3. 研究の方法と結果ならびに考察

第1章では、行動療法に内包する問題を文献的に検討し、その技法の有効性には様々な要因が関与していることを指摘した。また、障害児の行動療法に相互行動パラダイムを導入することによって、障害観の革新、エコロジカル、アプローチへの展開、および行動療法の枠組みの拡張などが試みられ始めていることを明らかにした。そして、本論文の研究目的を設定し、その目的を達成するために、2章以下では、まず概念的な検討を行い、次いで著者が行った実践的臨床研究を中心に検討と考察を加えることを述べた。

第2章では、J. R. Kantor が創始した相互行動心理学のパラダイムについて、その基本概念を詳述し、

解説した。そして、相互行動パラダイムの特徴は、行動とそれが生起する場を全体的なまとまりとして分析すること、時間軸上で行動の生起を捉えること、刺激機能と反応機能を相互規定的なものとして捉えることであることを指摘した。

第3章では、行動療法以外の主要な基礎モデルとして B. F. Skinner の行動分析を取り上げ、その諸概念と相互行動心理学の基本概念との関係を文献的に検討した。そして、両者には行動を文脈的に理解するという共通点があることを指摘した。また、障害児の行動療法を発展させるためには、日常生活場面での指導を実践していくことが重要であることを示唆した。

第4章では、これまでの検討を踏まえ、障害児の行動療法において、相互行動パラダイムが有用性を発揮する領域として、多要因関与を前提とした行動理解の枠組み、エコロジカル・アプローチ、行動療法の実践過程の分析、および生活の場と指導の場の関係モデルが考えられることを示唆した。

第5章では、相互行動パラダイムに基づいた検討を必要とする課題として、従来、自閉症児に普遍的に見られると考えられていた刺激の過剰選択性について検討を加えた。著者が行った三つの実験的検討と他の諸研究の概観に、相互行動パラダイムの状況要因の観点からの検討を行うことによって、刺激の過剰選択性には様々な要因が関与していることを明らかにし、この行動傾向は自閉症児に普遍的に見られる現象ではなく、当該児によって、また場面の状況によって見られたり見られなかったりする個別的な現象であると考えられることを指摘した。そして、このような個別的な現象の理解には、相互行動パラダイムによる検討が有用であることを示唆した。

第6章では、相互行動パラダイムに基づいた検討を必要とする第二の課題として、エコロジカル・アプローチとしての障害児の統合保育について検討を加えた。まず、著者が実際に統合保育のあり方を指導した一幼稚園における統合保育の実践方法について、その理念、指導体制、および指導上の配慮を提示し、実際の指導においては機会利用型指導法というエコロジカルな方法を採用していることを述べた。次いで、実際に指導した統合保育の事例として、自閉症2例、および精神遅滞、多動が顕著な幼児、選択性緘黙、登園しぶり各々1例を提示し、その指導上の配慮と対象児の行動変容を明らかにした。さらに、統合保育に関する研究多数を状況要因の観点から概観し、統合保育の有効性には多様な要因が関係していることを明らかにし、関連する要因を整理した。

第7章では、相互行動パラダイムに基づいた検討を必要とする第三の課題として、登校拒否に対する行動療法技法の一つである段階的登校強制法について検討を加えた。まず、段階的登校強制法の手続きについて解説した。次いで、著者が実際に指導した小学校4年生男児と小学校3年生女児の2事例について、その指導経過を提示した。さらに、段階的登校強制法を相互行動パラダイムによって考察し、その技法にはクライアントの生活場面の諸要因を重視するというエコロジカルな視点が含まれていることを指摘した。また、この技法の有効性に影響を及ぼす様々な要因を整理した。

第8章では、相互行動パラダイムに基づいた検討を必要とする第四の課題として、選択性緘黙に対する行動療法技法の一つである刺激フェイディング法について検討を加えた。まず、刺激フェイディング法の手続きについて解説した。次いで、著者が2年間にわたって実際に指導した小学校4年生女児の事例について、その指導経過を提示した。そして、相互行動パラダイムによってその指導経過を

分析し、相互行動パラダイムの基本概念によって指導経過の重要な側面が記述されることを明らかにした。さらに、刺激フェイディング法にはクライアントの生活場面で指導を行うというエコロジカルな視点が含まれていることを指摘した。また、この技法の有効性に影響を及ぼす様々な要因を整理した。

第9章では、相互行動パラダイムに基づいた検討を必要とする第五の課題として、障害児指導において相談室が果たしている機能について検討を加えた。障害児指導における相談室の機能として、障害児への直接援助機能、障害児とその親それぞれへの直接的援助機能、子ども理解と家庭での配慮に関する親への援助機能、生活場面での行動療法アシスタントとしての親への援助機能、学校との連携機能、および専門職養成機能を指摘し、それぞれの機能ごとに、著者が公立相談室および大学の相談室において実際に指導した事例を提示した。次いで、相談室のそれぞれの機能が相互行動パラダイムによって整理されることを示唆し、障害児の日常生活場面を中心に据えた概念的なモデルを図によって提示した。

第10章では、まず、これまでの検討結果を踏まえ、本論文の目的である障害児の行動療法に相互行動パラダイムを導入することの有用性について、総合的な考察を加えた。その結果、次の諸点が本研究の結論として挙げられた。

第一に、相互行動パラダイムは、多要因関与を前提とした行動の理解、特に障害児が示す行動に関連している要因を考察する際に役立つ枠組みとして有用であることが示唆された。第二に、相互行動パラダイムは、行動療法におけるエコロジカル・アプローチの基本的考え方を提供するという点で有用であることが示唆された。第三に、相互行動パラダイムは、行動療法の実践過程を分析する枠組みとして有用であることが示唆された。第四に、相互行動パラダイムは、障害児の生活場面との関係で、障害児の指導が行われる場が持つ機能を検討する枠組みとして有用であることが示唆された。第五に、行動療法家が行動療法の技法を遂行する上で、クライアントに対してセラピスト自身が持つ刺激機能としてどのような機能が必要とされているかを常に検討していくことが、技法の有効性を高める上で重要であることが示唆された。

最後に、今後の課題として、(1)相互行動パラダイムを行動療法の新しいアプローチや技法を作り出す基盤として採用する試みをさらに検討すること。(2)そのアプローチや技法が考案された後には、実験的臨床研究においてもその有効性を検証すること、さらに(3)変容の対象となる行動と変容の目標となる行動を特定する方法を、相互行動パラダイムから導き出すための検討を行うことを挙げた。

審 査 の 要 旨

本論文は、効率性が高いと評価されてきた行動障害児への行動療法的アプローチを、J. R. Kantor の提唱している相互行動心理学のパラダイムを導入し、検討を加えた研究である。

行動療法の枠組みの中でも特にラジカルな立場をとる行動分析学は、具体的で多様な手法を生み出してきた。その分析においてセッティング・イベントといった概念については、Kantor の理論からの

取り入れが行われてきているが、全般的な利用はされてこなかった。

園山氏は Kantor の理論を整理し、紹介すると同時に具体的な臨床例について、そこに含まれる多様な要因について、相相互作用心理学の枠組みを用いて解析し、行動療法的アプローチの新しい視点を提供したところに本研究の価値があるといえる。

Kantor の理論は難解であり、臨床例への適用にあたって必ずしも明確とはいえないところもみられるが、行動療法研究者および臨床実践家にとって大きな示唆を与えるものであり、意欲的な取り組みに基づく研究ということができる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。